

2019年度 指導連携施設申請書・提出について

(新規用)

提出物 指導連携施設申請書 …… 2部 原本とは申請書に直接記載・捺印したもの
* 原本1部(本部保管用)を作成し、そのコピーをとって副本1部(支部審査用)として下さい。

締切 2019年5月末日(消印有効)

申請書提出先 各所属支部 本部に送らないようご注意ください!

認定基準 専門医制度規則をご確認ください。

申請書・記入についてのご注意

申請書①について

- 「指導連携施設に関する諸連絡に応じる連絡担当者(代表医師)」欄に記名された方を貴施設の代表者として登録しますので、お名前と一緒に、8桁の会員番号もお書き添え下さい。
連絡担当者はなるべく専門医以上の方として下さい。証書の送付・施設に関する問い合わせなど全ての連絡は、この代表者の方あてに行いますので、必ず本学会員の医師として下さい。
また、1年以内に異動が決まっている方もお避け下さい。

申請書②内視鏡検査室と設備内容証明書について

- 1. 内視鏡室の面積」の「独立した内視鏡検査室」とは、検査をするためのスペースを指します。ひとつの大きな部屋(検査室)の中に、リカバリや洗浄機(室)など、別のスペースを含む場合はそれらを除いた面積を書いて下さい(シンクや什器程度のスペースはそのまま含めて構いません)。部屋の区分が不明瞭な場合は、平面図のコピー(A4サイズ)等を添付して頂けましたら審査時の参考にさせていただきます(絶対に必要な物ではありません)。また、表にあてはまらないもので、内視鏡検査に使用しているスペースや設備がありましたら余白に書き添えて下さい。
- 2. 「内視鏡検査室勤務のメディカルスタッフ」欄は、本学会認定技師以外の方は“その他”の欄に人数を書き、余白に職種(看護師等)をお書き添え下さい。

申請書③勤務証明について ※指導連携施設に常勤している方のみ記載してください。

- 指導医・専門医の別を○で囲んで下さい。
- 指導医、専門医の認定No. は、専門医資格取得時の番号です。会員番号とは異なりますのでご注意ください。
- 資格を申請中の方がいらっしゃる場合は、申請中の資格に○をつけ、認定No.の欄に「(申請中)」と明記して下さい。

指導連携施設状況

指導施設から指導連携施設に定期的に派遣可能な指導医をご推薦いただき、指導施設の指導責任者から署名をいただいでください。また、ご推薦いただいた指導医の方を指導連携施設の指導責任者として登録いたしますので、ご了承ください。

註 人事異動などが予め分かっている場合はお名前の脇に(括弧)で予定を書き添えて下さい(例「3月退職予定」、「4月より勤務予定」…など)。施設認定に係る場合は夏に本部より勤務状況を最終確認させていただきます。

申請書④教育計画書について (作成)

- 指定用紙はありませんが専門医制度規則第19条のとおり、申請書④として、「研修のための教育計画書」を作成して頂きますので、A4用紙1~3枚程度にまとめ、添付して下さい(B5判不可!)

申請書⑤洗浄・消毒マニュアルについて (作成)

- 指定用紙はありませんが、専門医制度規則第19条のとおり、申請書⑤として、貴施設における「洗浄・消毒マニュアル」(ガイドラインに沿ったものであること)を作成して頂きます。こちらもA4用紙1~3枚程度にまとめ添付して下さい(B5判不可)。

その他

- 書き間違い、訂正などは代表者もしくは指導責任者の訂正印で修正して構いません。
- 認定料は不要です。
- 審査結果は秋の理事会承認を経てからの発表となりますので、2019年11月中旬までに、本部より
合格 → 12月1日付けで認定証をお送りします(有効期間3年)。
不合格 → 理由を付記した上で通知します。

- * すべての連絡は連絡担当者の方宛てに郵送しますので、変更を希望される場合は速やかに学会本部事務局までご連絡下さい。
- * 尚、一度ご提出頂きました申請書はいかなる理由でも返却出来ませんので、ご了承ください。

支部一覧(申請書提出先)

* 封筒の表には必ず朱書きで「内視鏡学会指導連携施設・新規申請」と明記して下さい

北海道	〒070-8610	北海道旭川市金星町1-1-65 市立旭川病院 教育研修課内 日本消化器内視鏡学会北海道支部	Tel: 0166-24-3181
東北	〒020-8505	岩手県盛岡市内丸19-1 岩手医科大学 医学部内科学講座消化器内科消化管分野 日本消化器内視鏡学会東北支部	Tel: 019-651-5110(内2319)
関東	〒104-0045	東京都中央区築地5-1-1 国立がん研究センター中央病院 内視鏡室 日本消化器内視鏡学会関東支部 担当・西野様	Tel: 03-3542-2511(内2018)
甲信越	〒409-3898	山梨県中央市下河東1110 山梨大学医学部第1内科・光学医療診療部内 日本消化器内視鏡学会甲信越支部	Tel: 055-273-9584
東海	〒480-1195	愛知県長久手市岩作雁又1番地1 愛知医科大学病院 消化管内科内 日本消化器内視鏡学会東海支部	Tel: 0561-62-3311
北陸	〒920-8640	石川県金沢市宝町13-1 医学類C棟6階 金沢大学大学院先進予防医学研究科 システム生物学分野(旧第一内科)内 日本消化器内視鏡学会北陸支部	Tel: 076-265-2233
近畿	〒602-8566	京都市上京区堀井町465 京都府立医科大学附属病院 内視鏡・超音波診療部 日本消化器内視鏡学会近畿支部	Tel: 075-251-5650
中国	〒700-8558	岡山県岡山市北区鹿田町2丁目5-1 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科 消化器・肝臓内科学内 日本消化器内視鏡学会中国支部	086-235-7219
四国	〒770-8503	徳島県徳島市蔵本町3-18-15 徳島大学大学院医歯薬学総合研究部 消化器内科学内 日本消化器内視鏡学会四国支部	Tel: 088-633-7124
九州	〒879-5593	大分県由布市挾間町医大ヶ丘1-1 大分大学医学部消化器内科学講座内 日本消化器内視鏡学会九州支部	Tel: 097-586-6193

* 申請についてご不明の点は、本部事務局(下記)までお問い合わせ下さい*
日本消化器内視鏡学会事務局(指導連携施設系)
Tel 03-3525-4670 Fax 03-3525-4677 E-Mail senmoni@jges.or.jp